

【第3号議案】

平成30年度役員等（案）

1 会長（1名）

北海道地方非常通信協議会会則第5条第2項の規定により、会長は、次の者とします。

- ・ 北海道総合通信局長

2 幹事（若干名）

北海道地方非常通信協議会会則第5条第3項の規定により、幹事として、次の15構成員を選出します。また、幹事は、選出された構成員が指名した者とします。

- ・ 北海道総合通信局
- ・ 北海道開発局
- ・ 北海道警察情報通信部
- ・ 第一管区海上保安本部
- ・ 札幌管区気象台
- ・ 陸上自衛隊 北部方面総監部
- ・ 北海道（2名）
- ・ 札幌市
- ・ 北海道電力株式会社
- ・ 東日本電信電話株式会社 北海道事業部
- ・ 株式会社NTTドコモ 北海道支社
- ・ KDDI株式会社 札幌テクニカルセンター
- ・ ソフトバンクモバイル株式会社（北海道技術部）
- ・ 日本放送協会 札幌放送局
- ・ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟 北海道地方本部
(順不同)

3 非常通信要請会議の議員等（若干名）

北海道地方非常通信協議会会則第13条の規定に基づく、北海道地方非常通信協議会非常通信要請会議規程第5条により、要請会議は、次の6構成員で構成します。また、議長、副議長及び議員として、構成員が指名した次の委員を指名します。

- ・ 議長：北海道総合通信局（無線通信部長）
- ・ 副議長：北海道（総合政策部長）
- ・ 議員：北海道開発局（事業振興部長）
- ・ 議員：北海道警察情報通信部（情報通信部長）
- ・ 議員：札幌市（危機管理対策部長）
- ・ 議員：東日本電信電話株式会社 北海道事業部（設備部長）
(議員は順不同)

4 事務局

北海道地方非常通信協議会会則第14条により、北海道総合通信局無線通信部陸上課内に事務局を置きます。

- ・ 事務局長 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課長
- ・ 事務局員 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課担当職員

以 上